

# 第3次

# おいらせ町社会教育中期計画

令和2年度～令和6年度

豊かな心と伝統・文化が薫るまち

～豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むまちをめざして～



令和元年度生涯学習フェスティバル「ものづくり体験コーナー」

おいらせ町教育委員会



# おいらせ町町民憲章

平成19年6月13日

告示第55号

私たちは、大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に育まれたおいらせ町民です。

私たちは、郷土の文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、ここに町民憲章を定めます。

一、自然の恵みに感謝し、美しいまちをつくりましょう。

一、心と体を鍛え、明るく元気なまちをつくりましょう。

一、働く喜びを持ち、豊かなまちをつくりましょう。

一、思いやりを大切にし、心ふれあうまちをつくりましょう。

一、手を取り合い、安全で住みよいまちをつくりましょう。

# おいらせ町の花・木・鳥

## 町の花 さくら

さくらの花は日本人にとって身近な花であり、いちょう公園・下田公園の満開のさくらは私たちに期待や喜びを与えてくれる。さくらのように花開き、心を豊かにできる町にしたいとの想いをこめたものである。



## 町の木 いちょう

いちょうの木は様々な環境の変化に対応して芽吹く生命力の強い木である。また、根岸の大いちょうは、乳母の守り神といわれているため、健やかに力強く生きる町民の象徴である。



## 町の鳥 はくちょう

冬の使者として町に飛来し、私たちの心を和ませてくれる白鳥は、家族の絆が強い鳥である。そのはばたく姿は、人々が共に手をたずさえ、大きく飛躍する町を象徴している。



# 目 次

## I 序 論

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の必要性 | 2 |
| 2. 計画策定の趣旨               | 5 |
| 3. 計画の性格と位置づけ            | 5 |
| 4. 計画の期間と運用              | 5 |
| 5. 計画の関連図                | 6 |

## II 計画策定の基本方針

|            |    |
|------------|----|
| 1. 計画の推進目標 | 8  |
| 2. 計画の基本方針 | 9  |
| 3. 計画推進体系図 | 11 |

## III 社会教育の現状と課題、今後の展開

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1－1 未来を担う人財の育成         | 13 |
| 1－2 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進 | 16 |
| 1－3 社会教育推進のための基盤整備     | 18 |
| 2－1 個性あふれる文化芸術の創造と継承   | 21 |
| 2－2 将棋によるまちづくりの推進      | 23 |
| 3－1 文化財の保護と活用          | 25 |
| 3－2 郷土芸能の保存と継承         | 26 |

## IV 参考資料

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 「社会教育・生涯学習に関するアンケート調査」報告書 | 29 |
| おいらせ町の社会教育施設              | 53 |
| おいらせ町の文化財                 | 54 |
| おいらせ町の埋蔵文化財等包蔵地名一覧        | 55 |
| おいらせ町社会教育計画検討委員会委員名簿      | 57 |
| おいらせ町社会教育委員名簿             | 58 |
| おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例  | 59 |



1. 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の必要性
2. 計画策定の趣旨
3. 計画の性格と位置づけ
4. 計画の期間と運用
5. 計画の関連図

# I 序　論

# 1. 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の必要性

## 1. 生涯学習と社会教育

生涯学習とは、各個人が行う学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動をいいます。また、教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする生涯学習の理念が示されています。

よって、社会教育は、生涯学習社会という理想社会を示す理念を実現するための、重要な教育機能のひとつであります。

## 2. 社会教育とは

社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と定義され、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動ともいわれるものであります。具体的には、社会教育は、地域住民同士が学びあい、考え方相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人との絆を強くする役割を果たしています。これに加え、現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人ひとりが当事者意識を持って能動的に行動（自助）するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践（互助・共助）に結びつけるように努めることが求められています。

## 3. 現代の社会状況と社会教育の必要性

### 1 人口減少と少子高齢化が進行しています

人口減者や少子高齢化が国全体で急速に進んでおり、地域におけるコミュニティの低下や地域活動の担い手の減少により、家庭や地域の教育力の低下や高齢者の社会参画支援などが課題となっています。また、学校に対する町民のニーズが多様化・複雑化していることから、学校教育を従来の形だけで進めることができ難くなっています。こういったことから国では、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を法律に位置づけ推進しています。

当町においては、これまで人口が増加してきましたが、今後は減少に転じるとともに、急速に少子高齢化が進むと予測されています。そういった中でも心豊かで充実した人生を送るために、日々学び、成長し、地域に愛着を持ち、地域で活躍することが大切です。だれもが興味・関心に応じて個性や能力を伸ばせるように、学習機会やプログラムの充実が求められています。また、学習成果を発表する機会や場の提供など、学習活動を支援する取組が求められています。

## **2 安心・安全に対する関心が高まっています**

2011年(平成23年)の東日本大震災や2015年(平成27年)の関東・東北豪雨などを契機に、震災をはじめとする災害への意識が高くなっています。また、子どもや高齢者が被害者となる犯罪の発生などにより、近年、安心・安全への関心が高まっています。安心・安全に関する学びを通して地域の人々の交流を活発にし、結びつきを強化する取組が求められています。

## **3 地球環境問題への関心が高まっています**

地球環境問題は、持続可能な社会を構築していくうえで、解決すべき共通の課題であり関心が高まっています。これまでの生活様式や社会経済活動の在り方も含め、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。

## **4 情報通信技術(ICT)の進展が生活様式にも変化をもたらしています**

情報通信技術(ICT(以下「ICT」という。))の発達により、IoT(Internet of Things)・ビッグデータ・AIの3つの分野が急速に発展し、経済や就業形態など社会全体に大きな変化を与えると言われています。今後もICTの進展により、あらゆる分野で情報化が進むことが予想されることから、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。

※ICT⇒Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。

※IoT⇒Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

※ ビッグデータ⇒一般的なデータベースソフトで扱うことが出来る能力を超えた巨大なデータのこと。

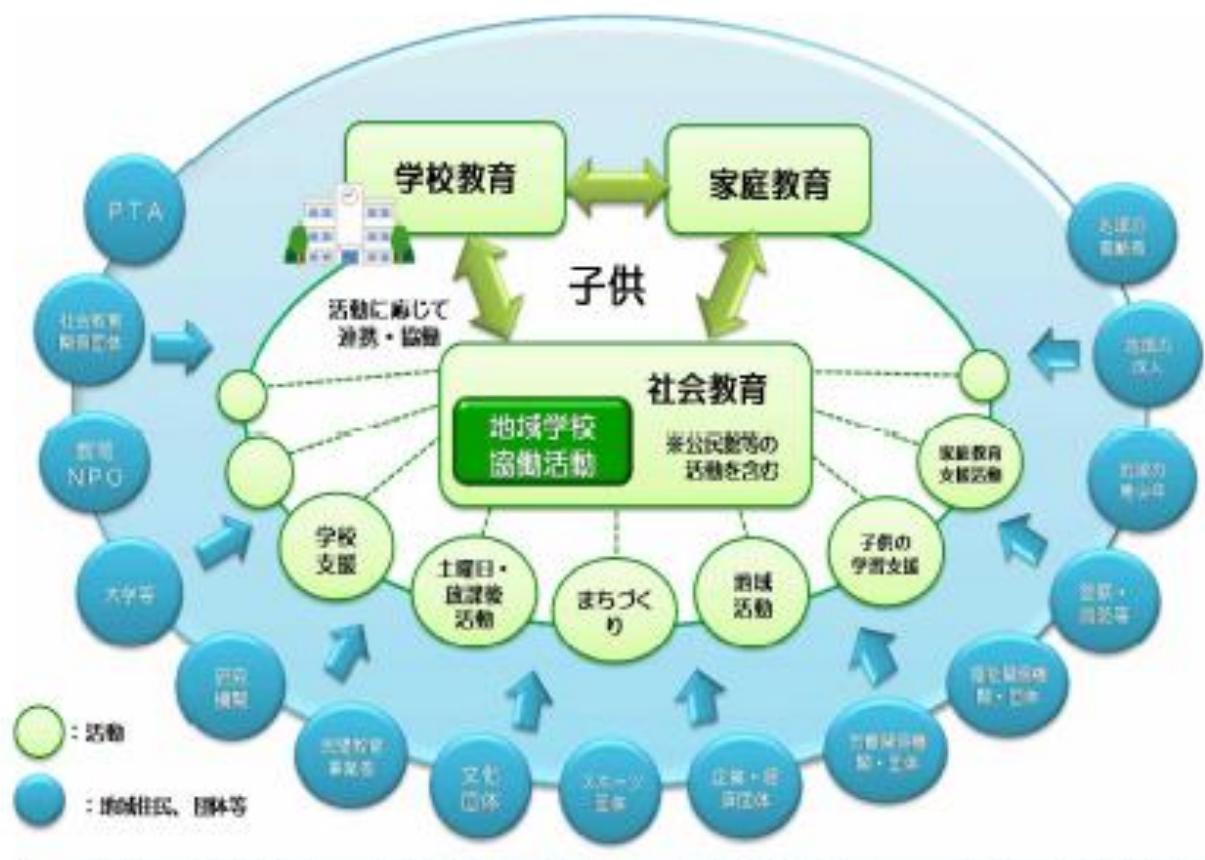
※ AI⇒Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

## 地域学校協働活動 一地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える一

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の夢や目標を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

### 地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参加し、目標を共有し、「継続的なネットワーク」を形成。



- 次代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地域団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の礎となります。

地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機能を提供する事業を実施する際には、**地域住民との連携との密接な連携の推進**や、**施設の活用などの効率的運営**などとされています。

また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、**「地域学校協働活動推進員」として専門性を有することとする規定**が設けられました。

## 2. 計画策定の趣旨

当町の社会教育は、これまで「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」をまちの将来像とする「第1次おいらせ町総合計画」を踏まえ、その将来像を実現するためのまちづくりの基本方針である「心豊かな人育てと伝統・文化が香るまち」を推進目標とした「第2次おいらせ町社会教育中期計画」に基づき、各種社会教育事業を推進してきました。しかし、近年、人口減少や少子高齢化の進行、安心・安全に対する関心の高まり、地球環境・エネルギー問題、情報通信技術の進展、価値観の多様化、生活・労働環境の変化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しており、生涯学習に対する町民のニーズや意識も多様化してきています。

このような状況の中で、これらの変化に対応するためには、これまで以上に社会教育を推進していくことが求められるとともに、魅力と活力のある地域づくりを進めるためには、町民の学習活動の活発化が重要であり社会教育の果たす役割は大きくなっています。

こうしたことから、社会教育の現状を踏まえながら、当町の特色を活かした、これから進めるべき社会教育施策の体系化を図り、社会教育事業推進の指針となる社会教育中期計画を策定するものです。

## 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成30年に策定したおいらせ町教育大綱に基づき、おいらせ町町民憲章及びおいらせ町自治基本条例の理念を具現化した、おいらせ町総合計画との整合性を図りながら、生涯学習社会の実現を図るための社会教育の推進に係る計画です。

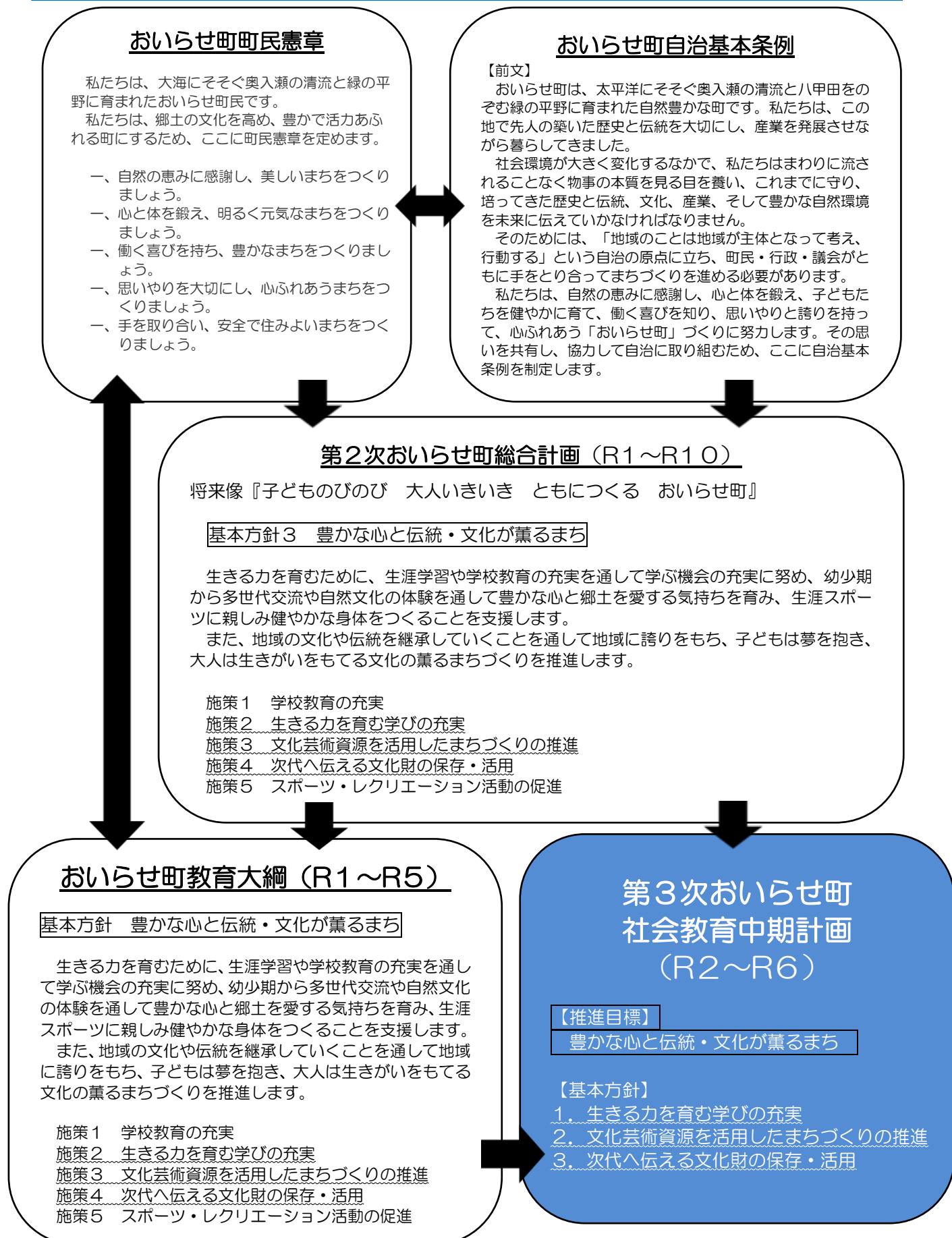
## 4. 計画の期間と運用

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画です。

本計画は、今後5年間の社会教育推進の方向性を示し、これに基づいた単年度の事業計画により各種社会教育事業を展開し、1年ごとに計画内容を点検しながら運用していきます。

なお、計画期間中の運用にあたり、社会状況の変化に応じた柔軟な取組で対応することとします。

## 5. 第3次おいらせ町社会教育中期計画の関連図



1. 計画の推進目標
2. 計画の基本方針
3. 計画推進体系図

II  
計画策定の  
基本方針

## 1. 計画の推進目標

「子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町」をまちの将来像とする「第2次おいらせ町総合計画」を踏まえ、その将来像を実現するためのまちづくりの基本方針を本計画の推進目標とします。また、この目標を実現するため、以下の3つの基本方針により社会教育を推進していきます。

### 推進目標 「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」

生きる力を育むために、学ぶ機会の充実に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むことを支援します。

また、地域の文化や伝統を継承していくことを通じて地域に誇りをもち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進します。

### 推進スローガン

#### 「豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むまちをめざして」

おいらせ町は、十和田湖から発し、太平洋にそそぐ奥入瀬川という魅力ある自然の中で育まれた歴史や文化、そしていきいきとした町民一人ひとりが宝です。その魅力ある宝を活かした社会教育の実践と新たな文化を創造することで、おいらせ町に誇りと愛着を持つ人を増やし、活気と安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

また、おいらせ町の特色を活かした独自性のある社会教育により、「おいらせ町で子育てしたい、暮らしたい」と思えるよう、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つ環境をつくり、大人たちが仕事や地域活動、趣味などで活躍し、いきいきと元気に暮らせるまちをめざします。

## 2. 計画の基本方針

### 基本方針 1 生きる力を育む学びの充実

子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着をもち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実により、未来を担う人財の育成に努める。また、町民一人ひとりの主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりと基盤整備を推進する。

### 基本方針 2 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めるとともに、将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進する。

### 基本方針 3 次代へ伝える文化財の保存・活用

地域への誇りと愛着を育むため、貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりに努めるとともに、郷土芸能の保存と継承を推進する。

## 令和元年度の事業の様子



子ども会育成連合会  
親子追跡ハイキング



青少年育成町民会議  
町民大会記念講演 大谷 良光 氏



芸術文化鑑賞事業  
小学校低学年対象 マーレンと雨姫



おいらせの学びカレッジ  
専門講座 つまみ細工の髪飾り作り



おいらせの学びカレッジ  
一般講座 三村 三千代 氏



おいらせの学びカレッジ  
専門・子ども講座 しめ飾り作り